

令和 2 年 5 月 26 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03164

研究課題名(和文) 古代ギリシア民主政における無頭性とリーダーシップの研究

研究課題名(英文) Acephalousness and leadership in the ancient Greek Democracy

研究代表者

橋場 弦 (Hashiba, Yuzuru)

東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・教授

研究者番号：10212135

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：組織に個人としてのトップを置かないという「無頭性」の原則を維持しながら、アテナイ民主政はどのように運営が可能であったか、また「無頭性」の原則の下で政治におけるリーダーシップはどのような形を取っていたか、という問題を探究した。結論としては、まず民会や500人評議会における立法過程においては個人としての発案者・責任者が明確に意識されていた一方で、行政および司法の場においては、役人集団(アルカイ)および裁判員集団(ディカスタイ)の意思決定は、一貫して個人としての代表者・責任者を意図的に立てない形式が好まれたことが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

代議制的民主主義が機能不全に傾き、他方で国民投票のような直接民主主義の手法もポピュリズムの危険性をはらむという現代の世界的な政治状況において、身体性をもった政治を日常生活のレベルに取り戻し、暴力やテロといった破壊的手段によらずに社会の意思を統一するにはどうしたらよいか、という現代的な問題に対する手がかりを、民主政に対する根源的な問いに立ち帰ることで与えることができる。これが本研究の主張する今日の意義である。

研究成果の概要(英文)：Acephalousness, which literally means 'having no head', has long been recognized as a remarkable features of the political bodies in the Athenian democracy, but modern scholarship has curiously overlooked the problem of how the Athenian government could work without any individuals as the heads of its organizations. This study has brought it to light that the Athenians preferred not to have individual heads in most of their administrative as well as judicial bodies, whereas individuals tended to be specified as the authors of collective decision makings such as decrees of the Assembly.

研究分野：古代ギリシア史

キーワード：民主政 ギリシア 無頭性 リーダーシップ 民主主義 古代

1. 研究開始当初の背景

東西冷戦構造崩壊と急速に進むグローバル化は社会階層間の格差を世界的に拡大したが、19世紀的な代議制民主主義は、この問題に対処する方策を見いださずあぐねている。その隘路を開きようと、政治エリートはしばしば国民投票(レファレンダムなど)という直接民主主義的手法に解決を見いだそうとするが、その結果は、イギリスのEU離脱に見られるように、現代政治の方向性をいよいよ不透明なものにするばかりである。こうした政治状況は、民主主義の意思形成システムを維持しながら、いかにして将来を見据えるリーダーシップを形成してゆくべきかというアクチュアルな問題関心を、歴史学の分野でも提起してきた。本研究の背景には、歴史における指導者と市民的合意形成という問題への関心の高まりがある。

アテナイにおいて典型的に開花したギリシア民主政は、一人の人物に長期間、超越的な権威や権力が集中することを許さないという原則を、普遍的に共有していた。立法・行政・司法のいずれの分野でも、それを担当する実務組織(五百人評議会、役人同僚団、民衆法廷など)は、それぞれ十名から数百名もの一般市民から構成されていたにもかかわらず、けっして一人の代表者や上司を制度として置くことはなく、あくまで集団的に職務にあたった。そこには現代でいう元首や委員長や事務長のような役職は一切無い。組織が制度上のトップなしに運営されるというこの原則を、「無頭性(acephalousness)の原則」と呼ぶ。民主政ポリスそのものが、一人の国家元首を頂くことのない「無頭の国家(acephalous polis)」だったのである。にもかかわらず、民主政はペリクレスのような有能な指導者を生み出し、民衆はそれに従うという側面も見せた。ギリシア人が無頭性の原則を維持しながら、なおかつある種のリーダーシップを形成し、民主政を運営できたのはなぜか、という政治文化史的問題に、近年の研究は高い関心を向けつつある。

すでに1960年代から欧米の古典学界は、ギリシア民主政に特有の「無頭性」という現象をどのように解釈すべきかについて議論を重ねてきた。かつては、アテナイ民主政の組織といえども実質的には一人の上司を頂いていたと考えられていた。しかし実証的研究によってこの通念を否定し、ペリクレスのようなカリスマ的威信をほこったリーダーでさえ、10人の将軍団の一人にすぎないことを明らかにしたのが、Dover, K.J., 'Dekatos autos', *Journal of Hellenic Studies* 80 (1960) 61-77 の記念碑的業績である。この議論をさらに発展させたのが、Pope, M.W.M., 'Thucydides and democracy', *Historia* 37 (1988) 289-96 であり、acephalousness という概念を研究史上はじめて提起した。彼の問題意識は、その後、Rhodes, P.J., 'The acephalous polis?', *Historia* 44 (1995) 153-67 によって批判的に継承され、これ以降、アテナイ民主政におけるリーダーシップと集団的意思決定とは何か、という政治史・国制史上の大きな議論の流れが形成されるにいたった。Harding, P.E., 'Athenian foreign policy in the fourth century', *Klio* 77 (1995) 105-25 は外交関係の側面から、また Develin, R., 'Prytany systems and eponyms for financial boards in Athens', *Klio* 68 (1986) 67-83 は財政組織の側面から、それぞれこのテーマに取り組んでいる。また近年では Johnstone, S., *A history of trust in ancient Greece*, Chicago/London 2011 が社会学的理論モデルによって、この「無頭性」現象を説明しようと試みているのが注目される。

橋場は今回、上記 Pope や Rhodes に代表される欧米学界の研究動向をふまえ、国家元首など組織の代表者や上司を持たず、集団的意思決定に政治のすべての側面が委ねられているという「無頭性」を特徴とするポリス民主政において、古代ギリシア市民たちが自律的に政治を行っていたという歴史的経緯に、固有のリーダーシップ観と国家観を見いだせないか、またそれを見いだすことによって、ギリシア民主政特有の権力構造の姿が解明できるのではないかと、という着想に至ったのである。

2. 研究の目的

このような背景から、本研究は具体的に以下の3つの問題を明らかにすることを目的とした。

(1) 古代ギリシア民主政に固有の「無頭性」とはどのような原則であったか：先行研究が明らかにしたように、ギリシア民主政には、国家元首のような役職も、行政や司法の組織の長も、制度的にはまったく存在しなかった。そのような「無頭性」の原則は、具体的にはどの程度民主政の末端まで浸透していたのか、組織の長に代わる何らかの機能を果たしていた役職はなかったのかを解明する。

(2) 「無頭性」の原則を維持しながら、政治組織はどのように運営できたのか：国家元首や組織の上司が不在の条件下で、ギリシア民主政は具体的にどのように運営可能だったのか。国家の意思決定である立法過程(民会決議の成立過程)において、個人のリーダーシップが介入する余地はなかったのか。また行政の領域において、各種の役人同僚団は、組織の長なしに、どのようにして意思を統一できたのか、また行政の継続性を確保できたのか、という問題にアプローチする。

(3) 「無頭性」の原則と政治におけるリーダーシップは、どのように共存できたのか：無頭性の原則の一方で、政治の世界にはたしかに指導者が存在していた。国制上の正式な地位が与えられないままで、政治指導者はどのように意思決定の場でイニシアティブを執ることができたのか、市民たちは彼らの指導者をどのような存在と見なしていたのか、またリー

ダーシップに求められた条件とは何であったのかを、当時の政治文化を物語る文献史料を手がかりに明らかにする。

3. 研究の方法

まず古代ギリシア民主政、とくにアテナイ民主政において、「無頭性」の原則がどのような側面に具体的に観察できるかを、同時代史料の分析を通して明らかにした。そしてその無頭性の原則を保ちながら、民主政を構成するさまざまな組織、すなわち評議会、役人同僚団、法廷などが、どのようにして運営できたのかをも明らかにした。そこから得られた知見を、近年盛んになっている古代民主政の権力論、および法社会史的アプローチと交差させ、古代ギリシア社会におけるリーダーシップ形成のプロセスを明るみに出そうと努めた。そのために、一次史料と最新の研究成果を収集し、国内外の研究者たちとの議論を深め、研究成果をまとめた。

4. 研究成果

- (1) 各年度を通して研究代表者(橋場)は、「無頭性」がどの程度、古代ギリシア民主政において徹底していたかを探究し、また元首や上司なしに統制のとれた活動ができた組織の運営原理を、具体的な歴史的文脈の中から抽出することに分析の主眼を置き、その証拠の全体的把握に努めた。同時に、そうした「無頭性」が、ギリシア人の社会文化一般に、どれほど浸透していたかを見た。政治や行政のような中央の国家組織とは別に、たとえば地方行政組織であるデーモス(区)や、擬制的血縁集団とされるフラトリア、あるいは私的な社会的結合によって構成される大小の社会集団において、統領や代表者を決めずに物事を決する伝統が見られないか。こうした問題意識の下に、同時代史料として、歴史書・文学作品・法テキストの分析に努めた。
- (2) 次に、アテナイ社会における市民たちの日常的な政治参加と、そこにおける組織運営の具体的諸相を捉えるべく、主として前5世紀初頭以降多く生み出されるようになった公私の碑文史料を網羅的に分析した。とくに役人集団の構成を物語るものとして貴重な碑文史料は、各役人集団の名簿を刻んだリストである。その中には、制度上の上司ではなくても、実質的に他の役人たちをリードした、隠れた代表者の存在を見いだすことができないか。また国家財政関係の会計報告碑文の中には、長期にわたって同一の書式によって、各年度の役人同僚団の構成を詳細にわたって記録したものがあり、これを分析することによって、行政面における集団的な意思決定の手続きをあぶり出すことが可能である。
- (3) 以上の課題を遂行するため、関連史料、研究文献、および新刊雑誌論文を収集し、それらの調査研究に努めた。そのために、2019年3月にはドイツ連邦共和国ミュンヘンおよびベルリンにて、それぞれ資料収集を行い、また連合王国ケンブリッジにてケンブリッジ大学名誉教授 Paul Cartledge と面談し意見交換を行った。また同年8月および9月にはトルコ共和国イスタンブールおよびギリシア共和国アテネにて現地遺跡調査および遺物史料調査を行った。また2018年9月には連合王国ダラム大学名誉教授・英国学士院会員 Peter J. Rhodes を日本に招聘し、東京大学文学部で研究会を開いて意見交換を行った。
- (4) その結果、今回あらたに明らかになったのは、以下の点である。
国家元首の不在：かつて19世紀から20世紀前半にかけて、アテナイ民主政の背後にはそれを強力に指導する指導集団が存在し、それは10人の将軍(strategoi)であって、彼らの一人が「事実上の首相(*de facto* prime minister)」として国家を指導していたという理解が根強かった(L. Whibley, *Political parties in Athens*, Cambridge 1889, 21-4)。その根拠の一つは、トゥキュディデス『戦史』において将軍ペリクレスの地位が *strategos dekatos autos* (文字通りには「彼自身が10番目の将軍」と記述され、これが将軍団の中での彼の最高職位を示すものと解釈されていたからである。わが国ではこの地位をしばしば「最高ストラテゴス」などと呼んできた。そして将軍職の筆頭者が事実上国家元首の地位に等しいものと解釈してきたのである。この通説的理解をくつがえしたのが、K.J. Dover, *DEKATOS AUTOS*, *JHS* 80, 1960, 61-77の所論であった。Doverは、*dekatos autos* という表現が、単にその人物が10人いる役職の一人であることを意味するにすぎず、たまたまトゥキュディデスの念頭に最初に浮かんだ人物をこのように表現したのであって、たとえばペリクレスが何か特別な権限を国制上与えられていたわけではないことを実証的に明らかにした。さらにその議論を発展させたのが M.W.M. Pope, *Thucydides and democracy*, *Historia* 37, 1988, 289-96である。Popeは、アテナイ民主政が国家の意思決定を行う際には、つねにアテナイ市民団の名においてそれを行っており、個人がその主体ではないと主張して、アテナイ民主政の背後にある「無頭性の原則(*acephalousness*)」を指摘したのである。
伝アリストテレス『アテナイ人の国制』は、前320年代におけるアテナイ民主政のメカニズムを詳細に伝える第1級史料であるが、その第61章に将軍の地位について

の記述がある。それによれば、将軍 10 名は挙手による選挙で全市民の中から（すなわち出身部族にかかわらず）選ばれ、さらに挙手採決によって、重装歩兵軍担当 1 名、田園部守備担当 1 名、ペライエウス港担当 2 名、シュンモリア担当 1 名、その他 5 名を臨機対応の職務に、それぞれ任命するとある（AP 61.1）。また将軍の職権については、「将軍は指揮権を執る間、規律に服さぬものを逮捕拘留し、また軍隊から追放する旨布告し、あるいは略式罰金を科す全権を有する。しかし実際に罰金を科すことは慣例上ない。」（AP 61.2）と述べるのみで、それ以外の国政上の権限、あるいは 10 人の中での筆頭者の存在については、全く言及しない。これは他の史料からも裏付けられることであり、たとえば前 415 年のシチリア大遠征において将軍が全権（autokrator）を委任されている事例もまれに見られるが、それは本国からの指令が届きにくい遠隔地に軍が派遣される場合に限られ、例外的処置と見なすべきである。将軍が国家の指導者であったという誤解は、前 5 世紀における政治指導者——ミルティアデス、テミストクレス、アリステイデス、キモン、ペリクレスなど——がほぼ例外なく将軍の地位にあった事実からの憶測であって、彼ら政治家たちにしても、任期 1 年で選挙される 10 人の将軍の一人であるという以上に特別な権限を与えられているわけではない。また国制の上で、政策立案にたずさわるために設けられている役職はとくに存在せず、その時々の民会で出席者の一人が動議した提案が可決されれば、それが国家の意思決定と見なされた。

同様に国家元首であるかのように誤解されていたのは、貴族政時代（前 8～6 世紀）に権力を握っていた 9 人のアルコンの中の「紀年のアルコン（archon eponymos）」である。たしかに貴族政時代には国家の筆頭職であったが、アルコンは民主政が前 508/7 年からスタートするとその地位を急速に低下させてゆき、やがて抽選制となりまた社会の下層からも選ばれるに至って、伝統的権威は残すが政治的実権を失うに至る。『アテナイ人の国制』56 章によれば、紀年のアルコンは市民の家産の所有と相続に関わる訴訟を担当するほか、祭典に関するさまざまな監督業務を担当するとあるのみで、国家を代表する地位とは考えられず、また 9 人のアルコン（広義のアルコン）の筆頭者であるかどうかすら、実証的には明らかではない。

外交使節との対応や国家の意思決定である民会決議の議案上程など、恒常的な外交・立法業務の中心的な役割を果たすのは、500 人評議会の中の「当番評議員（prytaneis）」である。その意味では、実質的に国家を代表する機能を果たしていたのがこの当番評議員であったと考えることも可能であり、しかも彼らは、将軍やアルコンとは違い、自らの中から一人の筆頭者を選出した。すなわち『アテナイ人の国制』44 章には、当番評議員には筆頭（epistates）が 1 名いて、抽選で選ぶとある。したがって当番評議員は、組織の筆頭者を一人選ぶという点において、「無頭性の原則」の数少ない例外と言える。

しかし注意せねばならないのは、その任期と権限の内容である。同書には「筆頭の任期は一昼夜に限られ、それを超える期間を務めることも、また一人が二度務めることも許されない。彼は国家の資金と公文書を収蔵する諸神殿の鍵および国璽を保管する。」（AP 44.1）とある。つまり当番評議員筆頭の任期は一昼夜というごく限られた期間に限られ、しかもその職務は、『アテナイ人の国制』の記述に従うならば、鍵および国璽の保管に限られる。「伝令も外交使節もまずは当番評議員のもとに出頭し、国書を携えてきた者は彼らに手交する。」（AP 43.6）と言われるが、ここでは外交使節との対応は「彼ら」すなわち当番評議員の同僚団の役目とされる。もちろん、筆頭と一部の当番評議員はアゴラ西南隅にある「トロス（円形堂）」に常駐が義務づけられているので（AP 44.1）、ここを訪ねてきた他国の使節は必然的に筆頭に面会することになるが、逆に外交使節との対応が筆頭の重要な職務だったともいえない。また外交使節が筆頭に面談した翌日には、もう筆頭職は別の人物に移っているのであるから、特定の個人が筆頭として 2 日以上期間にわたり外交使節の対応の任に当たることも不可能である。

ゆえに当番評議員筆頭に、ある程度の期間にわたって国家を代表する権能を認めることは、到底不可能である。つまり、このように例外的に組織の筆頭者を選任する場合でも、その職権を極小化する努力が払われていることを見落とすことはできない。当番評議員の存在は、「無頭性の原則」の例外であることによって、かえってその原則の一般性を証明しているとも言えるのである。したがって実質的な政府当局というべき 500 人評議会にあっても、一人の個人がその実質的な頭領を務めていたとは見なしがたいのである。

ここでは紙幅の都合で割愛するが、民会や評議会の議長職（これも epistates と呼ばれる）についても同様のことが言える。要するに、アテナイ民主政には国家を代表する個人の役職は存在しなかった。おそらくそれは、僭主政につながるものとして忌避されたのであろう。

国家の意思決定の主体：Pope は前述の論考において、トゥキュディデスの記述の中でギリシア都市国家の意思決定の主体が、つねに「アテナイ人」「コリントス人」「ラケダイモン（スパルタ）人」と表記され、けっして「アテナイ」「コリントス」「スパ

ルタ」などとは表現されないことには実質的な意義があると見る。つまりトゥキュディデスにとって、国家の意思決定は市民団が主体であり、たとえばペリクレスやクレオンなどの政治家が政策決定の主体ではなかったと議論し、それを「アテナイ民主政の無頭性」と表現したのである。それに対しやはり先述の Rhodes は、民会決議碑文など国家の意思決定を記録した公文書が、つねに原案を提出した個人名を特定し、「誰々が動議した(eipe)」という表現を用いていること、またそのようにして成立した国家決議が「誰々の決議」「誰々の法」のように動議提案者の個人名を冠して呼ばれるのが一般的であることを根拠に、ギリシア人のポリスは無頭的ではなく、またトゥキュディデスもそのように考えてはいなかったとして、Pope 説に反駁したのである。Rhodes の議論は、Pope が用いなかった碑文史料を論拠として、アテナイもしくは民主政以外の国家決議形式にも広く目配りしたもので、それ以来、アテナイ民主政が無頭か否かという論争はほぼ絶えて今日に至る。

しかしながら、この Rhodes の議論にも再考の余地はある。たしかにアテナイに限らず、どのポリスの国家決議でも動議提案者の個人名が特定されるが、それはあくまでその決議のイニシャティブを取った個人を特定しているのであり、決定の主体は市民団全体であって、その個人が自ら意思決定を下す強大な権限をもっていたことをけっして意味しない。注意すべきは、このような政策提案者のことを、「助言者」「勧告者」と表現するテキストが多いことである。一例に過ぎないが、『アテナイ人の国制』24章1節には、「アリストイデスは〔アテナイ人に〕覇権を掌握した田園部から移って市域に居住するように勧告した。」とあり、同様の事例は数多く指摘できる。すなわち民会決議の提案者は、意思決定の主体ではなく、あくまで市民団に助言する主体に過ぎないのであり、個人名が記憶されるのはその人物の権限ではなく責任を明確にするためであると考えられるのである。したがって立法過程にあっても、その主体に着目するかぎり、無頭性の原則が貫徹していたと言える。

結論として、以下のことが明らかとなる。()アテナイ民主政に個人としての国家元首は存在せず、これまでそれと似た存在を将軍やアルコンに求めてきた近代の前提には根拠がない。()例外的に一人の頭領を置いた組織もいくつか存在するが、いずれも実質的な職権は微弱で、むしろ意図的にその権限をいちじるしく制限しようとしてきたアテナイ民主政の意図が浮き彫りにされる。()アテナイの国家意思決定の主体は、あくまで市民団という集合体であり、その提議者は個々の意思決定(民会決議や法律)の手助けをする「助言者」として認識されていた。それは個別の決定の責任者であって組織や集団の責任者や頭領ではなかった。

近代人から見れば不可思議に思えたとしても、このような無頭の組織が存立可能であったことは疑えない。Pope はこの説明として、文化人類学的考察に根拠を求め、無頭性の原則はいわゆるプリミティブな共同体にも見受けられる現象だとした。これはギリシア民主政の淵源を太古の部族制(氏族制)に求めた M・モーガンの『古代社会』(1877)を想起させる発想だが、部族制の遺制をポリスの国制に見出すこうした19世紀的学説は今日否定されている。成人男子人口が最盛期6万人ともいわれるアテナイはけっして小規模共同体とは言えず、そのなかで無頭性の原則がなぜ維持されていったのかは、今後もなお探究すべき課題であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 661
2. 論文標題 索引	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公研	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 667
2. 論文標題 ソクラテスの最期	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公研	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 649
2. 論文標題 町村総会	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公研	6. 最初と最後の頁 12-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 655
2. 論文標題 石の声を聞く	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公研	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 673
2. 論文標題 A A対D D	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公研	6. 最初と最後の頁 12-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 679
2. 論文標題 ケストナー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公研	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋場弦	4. 巻 40
2. 論文標題 古代オリンピックの知られざるリアル	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 淡青	6. 最初と最後の頁 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 橋場弦
2. 発表標題 ギリシア人の世界と古代オリンピック
3. 学会等名 NHK文化センター (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 橋場弦
2. 発表標題 Kurt Raaflaub, War and the young citizens' rebellion against democracyについてのコメント
3. 学会等名 古代史の会 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 橋場弦
2. 発表標題 古代ギリシアの知恵を探る (全6回)
3. 学会等名 いなぎICカレッジ・プロフェッサー講座 (招待講演)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 橋場弦
2. 発表標題 ペリクレスとアテナイ民主政
3. 学会等名 NHK文化センター (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 橋場弦
2. 発表標題 Peter, J.Rhodes, 'The Athenian assembly and council: continuing problems' についてのコメント
3. 学会等名 古代史の会 (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 木村靖二・岸本美緒・小松久男編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 575
3. 書名 詳説世界史研究（序章「先史の世界」、第1章「オリエントと地中海世界」担当）	

1. 著者名 橋場弦・岸本美緒・小松久男・水島司（監修）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 459
3. 書名 英文詳説世界史 World History for High School	

〔産業財産権〕

〔その他〕

「驚くことから歴史学は始まる」村川堅太郎『オリンピア 遺跡・祭典・競技』解説、ちくま学芸文庫、2020年6月刊行予定
--

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----